

令和6年度 第4回山梨地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時：令和6年8月21日（水）午前10時00分～10時55分

2 場 所：山梨県JA会館

3 出席者：公益代表 石垣委員、今井委員、岡松委員、門野委員、反田委員
労働者代表 岡本委員、小林委員、櫻井委員、白倉委員、田草川委員
使用者代表 長谷川委員、早川委員、丸茂委員、山岸委員
事務局 高西労働局長、小林労働基準部長、
鈴村賃金室長、篠原賃金指導官

4 議 事

- (1) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（諮問）
- (2) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出の取扱いについて
- (3) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（答申）
- (4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（答申）
- (5) 特定最低賃金改正決定について（諮問）
- (6) 特定最低賃金専門部会の設置等について
- (7) 特定最低賃金専門部会の専決決議について
- (8) その他

5 審議会内容

（賃金指導官）

それでは、皆様おはようございます。

定刻、少し早いですが、皆様、御出席の委員の方は全て御出席いただきましたので、ただいまから、令和6年度第4回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、使用者側依田委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを報告いたします。

また、当審議会は一般に公開をしております。

事前に公示を行ったところ、1名の傍聴希望があり、傍聴席にいらっしゃいますので報告いたします。

傍聴者の方、お手元の注意事項をお守りいただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

一番上でございますのが次第、そして配席表、これは一枚ものが2枚続いております。

続きまして、左上にホッチキス止めしてした「山梨地方最低賃金審議会資料（第4回本審議会）」。

最後に、特定最低賃金の電機及び自動車に係る改正決定の必要性の有無についての報告が、電機と自動車それぞれ1枚ずつということで用意させていただきました。

お手元で資料が足りないもの、欠けているものがございましたら、すぐに用意

しますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、反田会長、以後の議事進行をお願いいたします。

【 (1) 最低賃金審議会の意見に関する異議申出について (諮問) 】

(反田会長)

それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、議事の(1)、山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について、でございます。

8月5日に、当審議会から山梨労働局長に対しまして、山梨県最低賃金に係る答申を行ったことを受け、山梨労働局では、審議会の意見に関する公示を行いました。

この審議会の意見に関する公示に対しまして、8月14日、19日及び20日に、合計五つの労働組合から異議の申出がありました。

そこで、これらの申出の取扱いについて審議することにします。

それでは審議に入る前に、申出の内容等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは、異議の申出に関しまして説明させていただきますが、着座にて失礼いたします。

まずは、最低賃金決定の流れの中における異議の申出の位置づけにつきまして、説明をさせていただきます。

お手元に配付しております審議資料の1ページ、資料1を御覧ください。

最低賃金法の一部を抜粋したものとなります。

最低賃金法第11条第1項に、労働局長は、最低賃金審議会の意見の提出があったときは、その意見の要旨を公示しなければならないと規定されております。

この規定に基づきまして、8月5日の第3回本審終了後、最低賃金審議会の意見の要旨につきまして、山梨労働局の掲示板及び山梨労働局ホームページに公示をいたしました。

次に、同条第2項では、地域の労働者又はこれを使用する使用者は、公示があった日から15日以内に、都道府県労働局長に対して異議を申し出ることができることとされております。

この規定に基づきまして、今般、県内の五つの労働組合から異議の申出がなされました。

さらに、同条第3項において、申出があったときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならないとされております。

この規定に基づきまして、本日、異議の申出に対する諮問をさせていただきますと考えております。

次に5ページ以降、資料3になりますけれども、こちらは、申出がありました、ユーコープ労働組合、山梨県労働組合総連合、山梨県医療労働組合連合会、自治労連山梨県事務所、山梨県労地域ユニオンの合計五つの労働組合から提出されました異議申出書の写しを資料としております。

時間の関係もございますので、それぞれの異議申出書の要旨、骨格となるものだけを説明させていただきます。

5 ページが、ユーコープ労働組合からの異議申出書となります。

申出事項としましては、山梨県の最低賃金を時間額988円とすることに不服を申し立て、県内労働者と家族の生計費を確保する最低賃金額の水準へ大幅な引上げを行うよう再審議を求めます。

中小企業の事業主が安心して最低賃金の改定に伴う賃上げができるよう、支援策の拡充や強化を国に働きかけること。

地域間格差の是正を図るため山梨県の最低賃金の引上げを求めます。

また、ランク制度を廃止して全国一律最低賃金制度について議論し、国に対してその実現を求めます。

異議に対する審議は公開するよう求めます。

また、意見陳述の機会を保障することを求めます。

というものになっております。

6 ページを御覧ください。

山梨県労働組合総連合からの異議申出書となります。

申出事項としましては、生活できる最低賃金への引上げ、今すぐ時給1,500円以上を要求する。中小企業への支援策の充実や強化を国に働きかけ、最低賃金の大幅な引上げを強く要求する。

山梨県においても早急に隣県との格差是正を行うべきである。

ランク分けをやめ、全国一律最低賃金制度創設を国に求め、地域間格差是正のためにも答申を上回る引上げを要求する。

審議会や専門部会で女性や非正規労働者が意見陳述を行う機会を設けること。

要望のある組織からの意見陳述を認めることを要請する。

というものになります。

7 ページになります。

7 ページは、山梨県医療労働組合連合会からの異議申出書になります。

申出事項といたしましては、全国どこでも月額24万円、時給1,500円以上必要であることが明らかであり、最低賃金額はこの結果にかなう水準に引上げること。

答申では、最低賃金の地域間格差は解消されていない。

この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考える。再審議し上積みを行うこと。時給額1,500円は必要であり、到達年度を確認しつつ、今年度の引上げ額を議論すべきである。

引上げ額の判断基準について改めて審議すること。

というものになります。

続きまして、8 ページ。

自治労連山梨県事務所からの異議申出書になります。

申出事項といたしましては、人間らしい暮らしの実現と現在の物価高を鑑みさらなる大幅引上げを要請する。

中小企業への支援策のさらなる強化も求めます。

ランク分けをやめ、中小企業への支援を拡充し、全国一律最低賃金制度にする法改正を国に求め、格差是正のための答申を上回る引上げを要請する。

さらなる公開性や審議への意見陳述など、働く者が当事者として参加できるように尽力していただきたい。

というものです。

次に10ページになります。

こちらは、山梨県労地域ユニオンからの異議申出書となります。

申出事項といたしましては、全国一律最低賃金制度の確立を早期に進めること

を政府に申し入れること。

近隣自治体との格差を解消すること。

引上げ幅の再検討を求める。

単身者の生活費は男女ともに約25万円以上が必要であるとの報告もある。

最低賃金の大幅引上げに向けて再度熟考すること。

格差と貧困の是正に有効な最低賃金の引上げについて再検討すること。

最低賃金近傍で働く労働者の意見陳述の機会を求める。

というものです。

最後に資料の17ページ、資料6になります。

こちらは、昨日、労働者でも使用者でもない、それに該当しない方から異議申出書の提出がありました。

異議申出ができる対象者ではないので、審議の場に乗せることはできませんけれども、意見として参考にしていただければと思います。

以上でございます。

(反田会長)

はい、ただいまの事務局の説明内容につきまして、何か御意見等はございますか。

(長谷川委員)

質問。

いくつもの団体から異議申出が出されたわけですがけれども。

すみませんが、皆さんはどれかに属するのですか。

どれにも属さないのですか。

山梨県労働組合総連合会とか入っていないのですか。

(白倉委員)

基本的に考えが違う組合の方たちだから。

例えば、山梨県労というのがあるのですが、この組合は県職員もこの組合に入っていますが、仲間の組合ではないのですよ。

県職の中でも違う組合があるのですよ。

(長谷川委員)

なるほど。

(白倉委員)

組織によって、組合を二つ持っていたり四つ持っていたり、いろいろあるのですよ。

(反田会長)

では、ほかに何かございますか。

(各側委員)

(意見等なし)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、異議申出に関する諮問をお受けしたいと思います。

(労働局長から反田会長へ諮問文を手渡す。)

(反田会長)

それでは、ただいまお受けいたしました諮問文につきまして、事務局から朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは、朗読させていただきます。

山梨労発基0821第1号。

令和6年8月21日。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨労働局長、高西盛登。

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、諮問。

標記について、下記のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

記。

1、異議申出日及び申出者。

令和6年8月14日、ユーコープ労働組合。

令和6年8月19日、山梨県労働組合総連合。

令和6年8月19日、山梨県医療労働組合連合会。

令和6年8月19日、自治労連山梨県事務所。

令和6年8月20日、山梨県労地域ユニオン。

以上でございます。

【 (2) 最低賃金審議会の意見に関する異議申出の取扱いについて 】

(反田会長)

それでは、次の議事(2)、異議申出の取扱いに関する審議に入ります。

まず、各側から異議の申出に対する御意見を述べていただきまして、その後、さらに審議を行い、採決を行いたいと思います。

まず、労働者側の御意見を伺いたいと思います。

(白倉委員)

労働者側です。

最低賃金5件の異議が出ているということなので、労働者側として見解を述べたいと思います。

労働が、将来的、連合のリビングウェッジから見てもですね1,050円、世界的に見てもそれ以上を必要としていますが、今回のですね50円の引上げの金額についてはですね、一つ目が、公益、労働者側、使用者側がぎりぎりまで論議したこと、二つ目としまして、世界情勢の不安定、世の中の不安定を勘案したこと、三つ目としまして、賃上げの積み上げの流れをとめていないということからですね、今回の最低賃金の50円の積み上げに対してはですね、全会一致とはなりませんでしたが、問題はないと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

(反田会長)

ありがとうございます。

次に使用者側の御意見をお伺いしたいと思います。

お願いいたします。

(早川委員)

はい、それでは、使用者側の意見を述べさせていただきます。

使用者側とすると、多くの中小企業が収益の先行きに不安を抱いている中で、最低賃金については、昨年40円の引上げ、これに続いて今年度は、労働者の生活維持を最大限に重視するという中で、昨年度を上回る50円という大幅な引上げを行いました。

この引上げは、山梨県内の小規模事業者にとっては、大きな負担を強いるものでありまして、これ以上大幅な引上げとなれば、地域の雇用を支える事業者を中心に負担感が増し、廃業や倒産が増えるというおそれもございます。

したがって、企業の負担を考えるとこれ以上の引上げは、当然に認められるというのではなく、異議申出には反対であります。

なお、労働者の実質的な所得の向上を図るため、それから中小企業や小規模事業者の負担軽減を図るため、社会保障制度や税制度の見直しを検討することなど、これらについて、昨年を引き続いて付帯決議をもって政府等に要請することとしており、これにつきましては今後成果が出るまで継続していきたいと考えております。

以上です。

(反田会長)

はい、ありがとうございます。

それでは最後に、公益委員についてお願いいたします。

(今井委員)

公益の見解としては、現下の経済情勢等を鑑みて、特に昨今の物価上昇率等を考慮し、十分な引上げになるものと労使間で、先ほどの意見にもありましたとおり、労使双方、一部異論もございましたけれども、この金額で決めていただいたものというふうに理解しております。

このようなことから、公益といたしましては、異議申出について、特に理由はない、というふう考えております。

以上でございます。

(反田会長)

はい、今、各側から御意見をいただきましたが、それ以外に何か御意見ございますか。

(長谷川委員)

すいません、意見というか質問なんですけど。

異議申し立てをしたこの組合は、労働者で構成されているわけですよね。

ここに載っている労働者の人たちって、最低賃金で働いている人っているのですかね。

(岡本委員)

データはちょっととっていないのですけれども、いらっしゃる可能性はあります。

(長谷川委員)

このユーコープとか、山梨県労働組合総連合とか自治労とか。

(岡本委員)

可能性としてあるのは、俗にいう非正規の方ですかね。

(長谷川委員)

バイトみたいな人達ね。

(岡本委員)

そういう人たちは、可能性としてはかなり高い。

(長谷川委員)

なるほどね、わかりました。

でも、その人たちって組合に入っていないのじゃないの。

(岡本委員)

いや、必ずしもそうとは言えなくて。

我々の仲間でも正社員以外の方が組合員であるケースもあるし、もしかしたらですけど、こちらの方々にもいらっしゃる可能性はあります。

(反田会長)

そのほかにはございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、御意見も出そろったようでございますので、本件について採決を行いたいと思います。

異議の申出は、五つの組合から出されておりますが、採決は一括で行いましょうか。

それとも別々に、個別に行ったほうがよろしいでしょうか。

(各側委員)

一括で。

(反田会長)

一括で。

よろしいでしょうか。

それでは、一括で採決を行いたいと思います。

令和6年8月14日にユーコープ労働組合から、令和6年8月19日には山梨県労

働組合総連合、山梨県医療労働組合連合会、自治労連山梨県事務所、8月20日に山梨県労地域ユニオンからなされました、最低賃金法第11条による異議の申出について採決を行います。本件申出内容の主旨を踏まえた審議がすでに行われたところであり、これを採用せず、8月5日付けの答申どおりとする、ということについて、賛否を問いたいと思います。

慣例によりまして、反対から採決を行います。

ここでいいます反対というのは、8月5日付けの答申どおりではなく、金額審議をもう一度やり直すということでございます。

反対の委員は、挙手を願います。

ございませんですね。

では次に賛成、すなわち、答申どおりでよいという御意見の委員は、挙手を願います。

全員賛成ですね。

ありがとうございました。

それでは、採決の結果、これらの異議の申出は採用せず、8月5日付けの答申どおりといたします。

【 (3) 最低賃金審議会の意見に関する異議申出について (答申) 】

(反田会長)

それでは、労働局長に答申することにいたしますので、答申の案を配付の上、朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは朗読させていただきます。

案。

令和6年8月21日。

山梨労働局長、高西盛登殿。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富。

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、答申。

令和6年8月21日、貴職から令和6年8月5日付け山梨県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する下記1の者からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記2の結論に達したので答申する。

記。

1、異議申出者。

ユーコープ労働組合。

山梨県労働組合総連合。

山梨県医療労働組合連合会。

自治労連山梨県事務所。

山梨県労地域ユニオン。

2、審議結果。

令和6年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの答申案につきまして、御意見はございますか。

(各側委員)
(意見等なし。)

(反田会長)
それではよろしいでしょうか。
それでは、この答申案につきまして採決を行います。
まず、反対からお伺いいたします。
この答申案に反対の委員は挙手をお願いします。
いらっしやいませんね。
それでは次に、この答申案に賛成の委員は挙手をお願いします。
全員賛成ですね。
ありがとうございました。
それでは、ただいまの採決の結果、全会一致で答申案のとおりと決定されたので、これを労働局長に答申することにいたします。

(反田会長から局長へ答申文を手渡す。)

(反田会長)
それでは、ここで、労働局長から御挨拶をいただきたいと思います。

(労働局長挨拶)
ただいま反田会長様から、今般の異議申出に係る審議の結果、8月5日付けの答申どおり決定することが適当との御答申をいただきました。
この答申を謹んでお受けしたいと思っております。
これをもちまして、令和6年度の山梨県最低賃金は、1時間988円の金額が確定いたしました。
事務局といたしましては、早速、10月1日の発効に向けまして事務手続を進めてまいります。
さらに、最低賃金の周知徹底、履行確保につきまして、しっかりと対応してまいります。
委員の皆様方には、過密な日程の中で、さまざまな現在の実情を踏まえ、真摯な御審議と御尽力をいただきましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。
引き続き最低賃金行政の推進に御理解、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。
誠にありがとうございました。

【 (4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について (答申) 】

(反田会長)
ありがとうございました。
それでは、次に議事に移ります。
議事の(4)、特定最低賃金改正決定の必要性の有無についてでございます。
特定最低賃金の改正の必要性を検討するために、8月9日に開催されました、特定最低賃金検討委員会における審議の結果につきまして、今井委員から報告をお願いいたします。

(今井委員)

それでは、着座にて失礼いたします。

8月9日の特定最低賃金検討委員会におきまして、私が委員長に選出されたので、私の方から報告させていただきます。

7月30日の本審において諮問を受けました、電機と自動車の2業種に係る特定最低賃金の改正の必要性について審議するため、特定最低賃金検討委員会を開催しました。

この二つの特定最低賃金改正の必要性について慎重に検討した結果、本日配付しております委員会報告のとおりとなりました。

事務局からの朗読をもって報告とさせていただきます。

(反田会長)

それでは、事務局から朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

はい、朗読させていただきます。

本日の資料に特定最低賃金検討委員会報告の写しをお配りをさせていただきますので、御覧いただければと思います。

それでは、最初に電機の方から朗読させていただきます。

令和6年8月9日。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨地方最低賃金審議会、特定最低賃金検討委員会委員長、今井幸一。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、報告。

当委員会は、令和6年7月30日開催の第2回山梨地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に検討した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当委員会の委員は、下記のとおりである。

委員の皆様方の御名前がありますけれども、朗読は省略させていただきます。

続きまして、自動車の方を朗読させていただきます。

令和6年8月9日。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨地方最低賃金審議会、特定最低賃金検討委員会委員長、今井幸一。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、報告。

当委員会は、令和6年7月30日開催の第2回山梨地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に検討した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当委員会の委員は、下記のとおりである。

同様に、委員の皆様方の御名前の朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの報告につきまして、何か御意見等がございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

御意見等がなければ、特定最低賃金検討委員会の報告を了承することにいたします。

(反田会長)

ただいまの報告に基づきまして、二つの特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る審議会の答申について、お諮りしたいと思います。

事務局は、答申の案を配付の上、朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは、まず、電機の方から朗読させていただきます。

案。

令和6年8月21日。

山梨労働局長、高西盛登殿。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、答申。

当審議会は、令和6年7月30日付け山梨労発基0730第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

続きまして、自動車の方を朗読させていただきます。

案。

令和6年8月21日。

山梨労働局長、高西盛登殿。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、答申。

当審議会は、令和6年7月30日付け山梨労発基0730第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山梨県自動車・同附属品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上でございます。

(反田会長)

ありがとうございました。

ただいまの答申の案につきまして、何か御意見等はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。
それでは、この答申案につきまして採決を行います。
まず、反対からお伺いします。
反対の委員は挙手を願います。
いらっしゃいませんですね。
それでは、賛成の委員は挙手を願います。
全員賛成ですね。
ありがとうございます。
全会一致で決定することにいたします。
それでは、ただいまの答申を労働局長に答申いたします。

(反田会長から労働局長へ答申文を手渡す。)

【 (5) 特定最低賃金改正決定について (諮問) 】

(反田会長)

それでは次に、議事の(5)に移ります。
7月23日に改正の申出のありました、二つの特定最低賃金につきまして、改正決定の必要性があるという答申を行いましたので、ここで特定最低賃金の2業種の改正決定について、労働局長から諮問を受けることにいたします。

(局長から反田会長へ諮問文を手渡す。)

(反田会長)

それでは、事務局から諮問文の朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

はい、それでは、まずは電機の方から朗読させていただきます。
山梨労発基0821第3号。
令和6年8月21日。
山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。
山梨労働局長、高西盛登。
最低賃金の改正決定について、諮問。
最低賃金法、昭和34年法律第137号、第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。
記。
山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、平成21年山梨労働局最低賃金公示第3号。
続きまして、自動車の方を朗読させていただきます。
山梨労発基0821第4号。
令和6年8月21日。
山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。
山梨労働局長、高西盛登。

最低賃金の改正決定について、諮問。

最低賃金法、昭和34年法律第137号、第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金、平成21年山梨労働局最低賃金公示第2号。

以上でございます。

(反田会長)

はい、それでは、諮問に当たりまして、労働局長から御挨拶をいただきたいと思えます。

(労働局長挨拶)

先ほど、反田会長様から特定最低賃金の二つの業種につきまして、改正決定の必要性ありとの御答申をいただきましたことを受けまして、只今、改正の決定について調査審議を求める諮問をさせていただきました。

委員の皆様には、地域別最低賃金に引き続きまして、特定最低賃金の御審議につきましても、どうぞよろしくお願ひいたします。

特定最低賃金は、特定の産業における労働条件の向上、事業の公正競争の確保の観点から、地域別最低賃金より賃金水準の高い最低賃金が必要と認められたものについて、労使主導のもと、決定されるものであると理解しております。

そして、この特定最低賃金によって産業の魅力を高め、人口流出の対策にも寄与するものであると考えてございます。

本年度につきましても、各委員の皆様の真摯な御議論の下、労使で一致できる水準での御答申をいただけることを期待するものでございます。

以上、簡単ではございますが、諮問に当たりましての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(反田会長)

ありがとうございました。

ただいま労働局長から、特定最低賃金2業種の改正決定について諮問がありましたので、今後、当審議会におきまして、調査審議を進めていくことにいたします。

【 (6) 特定最低賃金専門部会の設置等について 】

(反田会長)

次に、議事の(6)に移ります。

ただいま諮問を受けました、電機と自動車の特定最低賃金の審議に当たりましては、最低賃金法の規定に基づきまして専門部会を設置して、調査審議を行うことになっております。

この専門部会の設置等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

はい、それでは、説明させていただきます。

まず、お配りしてあります資料の1ページ、資料1を御覧ください。

下の方になりますけれども、最低賃金法第25条第2項におきまして、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又は改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない、とされております。

その下の、同条第3項におきまして、専門部会につきましては、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各同数をもって組織するとされております。

次に資料の11ページ、資料4を御覧ください。

これは、最低賃金決定の仕組みを表した図になっております。

特定最低賃金につきましては、下の方、2の特定最低賃金、下の方になります。

図の中に、赤や青や緑色の字で日付が記入されておりますけれども、これらは、昨年度の各手続等が行われた日付を記載したものでございます。

今後のスケジュール感の参考にしていただければと思っております。

続きまして13ページ、資料5を御覧ください。

「令和6年度最低賃金改正等の推進について」ですけれども、このなかの、第1の2の(2)専門部会のなかの、カタカナのイにある規定によりまして、専門部会の各側の委員の数は3名とすると定められております。

ページが前後して申し訳ありませんが、3ページにお戻りいただきまして、資料2を御覧ください。

こちらは最低賃金審議会令の抜粋となっております。

最低賃金審議会令第3条第1項におきまして、委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対して、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならないとされておりますので、この審議会終了後、直ちに委員推薦の公示を行わせていただきます。

この相当の期間につきましては通常は2週間程度とさせていただきます。

この公示を行い、推薦をいただいたところで、局長が委員を任命することとなっております。

委員の任期についてですけれども、本審の委員と異なりまして、専門部会の委員には任期の規定はなく専門部会が廃止されると任期が終了することとなります。

ここで、3ページの一番下の、審議会令第6条第7項を御覧いただきますと、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」と規定されております。

この規定によりまして、専門部会における金額審議が終わり、改めて本審を開催しなくてもよいように、あらかじめ、専門部会の任務が終了したときには、専門部会を廃止するという議決をいただければ、2業種の最低賃金が決定した時点で、専門部会の任務が終了したということになり、2業種の専門部会を自動的に廃止することができます。

つきましては、本日、専門部会の廃止につきましても、あらかじめ決議していただきますように、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明につきまして、御質問等はございますか。

(各側委員)

(質疑等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、特定最低賃金の専門部会を設置すること、それから、特定最低賃金専門部会は、その任務を終了した場合は廃止すること、以上2点につきまして、確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(反田会長)

では、特定最低賃金の審議につきましては、専門部会を設置して、調査審議をすることといたします。

また、専門部会につきましては、その任務を終了した場合は廃止といたします。

専門部会の委員の任命につきまして、今後、事務局において、所定の手続きをお願いいたします。

【 (7) 特定最低賃金の専門部会専決決議について 】

(反田会長)

続きまして、議事の7、特定最低賃金の専門部会の専決決議についてでございますが、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは説明させていただきます。

3ページ、資料2を御覧ください。

最低賃金審議会令の第6条第5項におきまして、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と規定されております。

飛びまして、13ページ、資料5を再度御覧ください。

下から5行目のところになります。第1の2の(2)のエに、特定最低賃金の改正決定に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項における、専門部会の決議をもって本審の決議とする旨の規定が適用できることとなっております。

ただし、この規定が適用されるのは、専門部会における決議が全会一致の場合に限るとしておりますので、全会一致の場合のみ、専門部会の決議を本審の決議にすることができるということになります。

全会一致でなかった場合につきましては、本審を開催して、改めて採決を行うこととなります。

以上のことを踏まえまして、「専門部会における決議が全会一致であった場合には、これを本審の決議とすること」につきまして、あらかじめ決議していただきますようお願いいたします。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますか。

(各側委員)
(質問等なし。)

(反田会長)
よろしいでしょうか。
それでは、専門部会における決議が全会一致であった場合には、これを本審の決議とすることにしたと思いますが、よろしいでしょうか。

(各側委員)
(異議なし。)

(反田会長)
それでは、専門部会における決議が全会一致であった場合には、これを本審の決議とすることにいたします。

【 (8) その他 】

(反田会長)
それでは、次の議事(8)、「その他」でございます。
各側何かございますか。

(各側委員)
(特になし。)

(反田会長)
よろしいでしょうか。
それでは、事務局からございますか。

(賃金室長)
今後の日程等について説明させていただきます。
特定最低賃金専門部会につきまして、労働者側、使用者側から委員の御推薦をいただき、専門部会の委員が決定しましたら、速やかに専門部会の日程調整をさせていただきます。
また、専門部会における決議が、全会一致とならず本審を開催する場合に備えまして、本審委員の皆様全員に本審開催の日程調整をさせていただきますので、日程確保などにつきまして、御協力を賜りますようお願い申し上げます。
もう1点。
特定最低賃金改正決定に係る関係労使の意見聴取についても本日公示させていただく予定でございます。
以上でございます。

(反田会長)
ただいまの説明につきまして、御質問等ございますか。

(各側委員)
(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第4回山梨地方最低賃金審議会を終了といたします。

なお、本日の議事録の確認ですが、白倉委員と早川委員にお願いいたします。

それでは、皆様お疲れ様でした。